

SDGs・ESG金融検定試験（会場型ペーパー方式・CBT方式）が「環境省認定制度 脱炭素アドバイザーベーシック」の対応試験として認定されました。

◆ 環境省認定制度 脱炭素アドバイザーとは

脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインにおいて、以下のように本制度の目的が示されています。

企業が脱炭素化を進めるにあたり、自社のサプライチェーンから排出される温室効果ガス（以下、「GHG」という）を把握し、削減することが求められる。そのためには、GHG 排出量の算定、削減目標の設定、具体的な削減策の実施、財務面を踏まえた設備投資の検討や経営方針への反映、資金調達のあり方など多様な知見が必要になることから、専門的な知識等を備えたアドバイザーによる支援が必要なケースが多い。こうした状況に鑑みて、わが国全体として、十分な知見・能力を持ったアドバイザーを育成していく観点から、適切な事業者が一定の基準を満たした教育プログラムを提供する場合に、国として認定を与える枠組みを構築する。

本ガイドラインでは、GHG排出量の計測・削減等の具体的な支援内容に応じて、アドバイザーが資格制度を通じて習得すべき知識等の水準を規定する。アドバイザーが習得すべき知見等の教育および資格試験等を提供する事業者（以下「資格事業者」）が提供する資格制度について、環境省が本ガイドラインに基づく認定を行うことで、同資格制度の活用を勧奨し、わが国企業の脱炭素化を人材面から後押しすることを政策目的としている。

[さらに詳しく→2 頁目](#)

- ◎ [SDGs・ESG金融検定試験受験の皆様へ](#)→2023 年 11 月試験以降（会場型ペーパー方式・CBT方式）に合格された方で、ご希望される方は、「環境省認定制度 脱炭素アドバイザーベーシック」の表記を使用することができます。なお、脱炭素・気候変動に関する補習教材等は[こちら](#)をご覧ください。十分に学習のうえ受験にお臨みください。

- ◎ [2023 年 5 月開催試験以前に本試験に合格されている皆様へ](#)→3 頁目

◆ 資格制度の各類型において想定する資格取得者とその役割

資格制度の類型	資格取得者に求められる役割
環境省認定制度 脱炭素シニアアドバイザー	・ 企業の脱炭素経営に対し、包括的なアドバイス（GHG 排出量計測の方法、削減手法の例示、削減による排出コストの低減と移行措置コストの考え方など）を提供できること
環境省認定制度 脱炭素アドバイザー アドバンスト	・ 企業に対し、脱炭素の経営上の重要性（リスク・機会）、GHG 排出量の計測方法や企業共通の削減手法を説明できること
環境省認定制度 脱炭素アドバイザー ベーシック	・ 企業に対し、気候変動対応の必要性を説明でき、脱炭素経営・排出量削減に関する企業からの相談内容を正しく把握できること

（出典：環境省「脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドライン」）

各資類型で求められている知識水準等に関しては環境省ホームページにてご確認ください。

https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/

（環境省脱炭素アドバイザー資格制度特設ページ）

◆既合格者の皆様へ

脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインでは、その附則で以下のように定めています。

附則

1. 経過措置

資格事業者が資格制度の認定取得前に付与した資格については、当該認定取得前の資格制度が「第3章 認定の対象となる資格制度の要件」に規定する要件を満たしていた場合、もしくは、認定取得前の資格制度が要件を満たしていない場合であっても、既存の資格制度において資格を取得した者に対し要件を満たす学習機会等を提供した場合には、既存の資格取得者が保有する資格を認定取得後の資格と同等に扱うことを認めるものとする。

以上のとおり、一定の追加学習を経ることで、「環境省認定制度 脱炭素アドバイザーベ-

ーシック」の表記を使用することができます。以下の追加学習教材を十分学習し、巻末の出題に挑んでください。[→教材へ](#)